

令和8年1月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和8年1月総会議事録

1 日 時 令和8年1月16日(金) 午前9時30分

2 場 所 長門市役所4階会議室

3 付議事件
議 案

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (3件)
第2号 農用地利用集積等促進計画の策定について
(一括方式17件・二段階方式21件)
第3号 農地転用の事業計画の変更について (1件)

報告事項

- 1 土地現況証明報告(非農地証明) (4件)
2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの(合意解約)
(4件・農地中間管理事業に係る合意解約5件
・農地中間管理事業に係る合意解約による耕作者の変更3件)
3 農業用施設設置届受理報告 (1件)
4 土地造成届出受理報告 (2件)
5 その他
・次回総会 2月16日(月)市役所4階会議室
・現地調査 2月5日(木) 予定
・農地利用最適化推進地区別会議
日置地区 1月22日(木) 午前10時から 日置交流プラザ
油谷地区 1月22日(木) 午後2時から ラポールゆや
長門地区 1月27日(火) 午前10時から 市役所3階会議室
三隅地区 1月27日(火) 午後2時から 三隅支所

4 出席委員(17人:議席順)

- | | | |
|--------------------|----------|-----------|
| 1番 岡藤 英雄 | 2番 村岡 清美 | 3番 岡島 史真 |
| 4番 西村 志おり | 5番 大田 寛治 | 6番 河野 八千代 |
| 7番 中野 晴人 | 8番 山近 洋祐 | 9番 末永 恵子 |
| 10番 高林 司 | 11番 林 一志 | 12番 木村 友則 |
| 13番 名和田 栄治 | 14番 林 弘幸 | 16番 木村 正雄 |
| 18番 深水 一男(会長職務代理者) | | |
| 19番 大野 耕作(会長) | | |

5 欠席委員（2名）

1 5 番 大田 裕美

1 7 番 大汐 光晴

6 農業委員会事務局職員

事務局長 角谷 隆士

事務局長補佐 坂倉 幸三

書 記 秋本 佑美

7 会議の概要

議 長
(会長)
挨拶

令和 8 年 1 月の総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

(挨拶)

議 長

本日の付議事項は、議案 3 件、報告事項 4 件でございます。

慎重審議の上、決定をしていただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

引き続きまして、12 月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。

(会議等の報告)

議 長

それでは、ただ今から令和 8 年 1 月の総会を開会いたします。

在任する委員の総数は 19 名でございます。本日の出席委員は 17 名、欠席委員は 2 名でございます。

よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、本総会は成立をしております。

次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。

7 番、中野晴人委員、8 番、山近洋祐委員、よろしく願いをいたします。

議事に入ります。

議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。1 ページをご覧ください。

議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、農地法第 3 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和 8 年 1 月 16 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号 1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は 542 m²。

譲受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

譲渡人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、叔父から贈与の申出があったので、これに応じることとした。譲渡人は、高齢のため耕作が困難なため、譲り渡すこととした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び2ページをご覧ください。●●から東南東へ約700mに位置する農地です。

また、3ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長

引き続き、当地区担当、11番、林委員、補足説明をお願いいたします。

11番

11番、担当の林です。

1月6日、大野会長、事務局の方々と私で現地確認を行いました。

この農地は現在、適切に維持管理をされており、何ら問題はないと思います。以上でございます。

皆様のご審議のほど、よろしく願いをいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、ご質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

ご質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。
よって、本件は、許可することに決定をいたしました。
続きまして、番号2について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。
番号2。
土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は165㎡。
譲受人は、●●市●●▲丁目▲番▲号、●●さん。
譲渡人は、●●市●●区●●▲丁目▲番▲の▲号、●●さん。
権利の種類は、所有権の移転です。
理由としまして、譲受人は、引っ越しに伴い、敷地と一体となった畑を購入したい。譲渡人は、遠方に住んでいることから、長門市に所有する不動産をすべて売却したい。
申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び4ページをご覧ください。●●から西へ約3kmに位置する農地です。
また、5ページには公図を添付しております。
ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。
第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。
第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。
第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。
第5号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。
第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。
以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長

引き続き、当地区担当、5番、大田委員、補足説明をお願いいたします。

5 番

5番、大田です。

1月6日、大野会長、松永推進委員、事務局と私で現地調査を行いました。

この申請はですね、宅地と一体化した農地、畑でございます。

近年耕作はされておらず、草等が繁茂した畑で、また、機械等が入らないということで、鍬等で開墾する必要がある農地で、何ら問題はないと思われまますので、皆様方のご審議のほど、よろしく願いをいたします。

議長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、ご質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

続きまして、番号3について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長
補佐

それでは説明いたします。

番号3。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は190㎡。

譲受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

譲渡人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、新しく農産物の生産をしたいと考えていたところ、譲渡人から申し出があったので、これに応じることとした。譲渡人は、隣接する住宅と共に譲渡することとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び6ページをご覧ください。●●から北東へ約2.4kmに位置する農地です。

また、7ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利

用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長 引き続き、当地区担当、6番、河野委員、補足説明をお願いいたします。

6 番 6番、河野です。
1月6日、大野会長、事務局、鈴川推進委員さんで現地確認をされました。

私は急な予定が入り、この日は行かれませんでしたので、後日改めて確認をしてみました。

申請地は、住居の納屋の裏側に面した農地で、日当たりも良くて草も伸びておらず、いつでも手を加えれば農作物が栽培できそうな土地でした。

農業従事者である●●さんも、ニンジンや自然薯等を栽培ができることを楽しみにされています。

皆様のご審議を、よろしく願いいたします。

議 長 事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、ご質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長 ご質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。

事務局長
補佐

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。
続きまして、議案第 2 号、農用地利用集積等促進計画の策定について、
を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

それでは、説明をいたします。2 ページをご覧ください。
議案第 2 号、農用地利用集積等促進計画の策定について。
農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農用
地利用集積等促進計画を策定することについて、意見を求める。

令和 8 年 1 月 16 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

令和 8 年 1 月 30 日の公告となります。

まず、一括方式による利用権設定です。

賃貸借ですが、長門地区が、3 件 5 筆の 8,210 m²。日置地区が、3 件 13
筆の 12,788 m²。油谷地区が、3 件 6 筆の 8,946 m²。

計が、9 件 24 筆の 29,944 m²となります。

次に、使用貸借ですが、三隅地区が、4 件 4 筆の 5,546 m²。長門地区が、
1 件 2 筆の 1,084 m²。日置地区が、2 件 17 筆の 25,921 m²。油谷地区が、1
件 5 筆の 4,538 m²。

計が、8 件 28 筆の 37,089 m²となります。

全体で、三隅地区が、4 件 4 筆の 5,546 m²。長門地区が、4 件 7 筆の 9,294
m²。日置地区が、5 件 30 筆の 38,709 m²。油谷地区が、4 件 11 筆の 13,484
m²。

総計で、17 件 52 筆の 67,033 m²となります。

詳細につきましては、3 ページから 5 ページをご覧ください。

次に、6 ページをご覧ください。二段階方式による利用権設定です。

賃貸借ですが、長門地区が、2 件 3 筆の 6,727 m²。日置地区が、4 件 17
筆の 15,390 m²。油谷地区が、14 件 33 筆の 62,074 m²。

計が、20 件 53 筆の 84,191 m²となります。

次に、使用貸借が、三隅地区のみで、1 件 1 筆の 284 m²となります。

全体で、三隅地区が、1 件 1 筆の 284 m²。長門地区が、2 件 3 筆の 6,727
m²。日置地区が、4 件 17 筆の 15,390 m²。油谷地区が、14 件 33 筆の 62,074
m²。

総計が、21 件 54 筆の 84,475 m²となります。

詳細につきましては、7 ページから 10 ページをご覧ください。

機構法第 18 条第 5 項に定めてあります、計画の内容が基本方針等に適合
すること、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な
農作業に常時従事すること等の計画要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等、また、議案全体についてご質問、ご意見等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

(補足説明、質問、意見なし)

議 長

ご質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件に同意することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。
よって、本件は、同意することに決定をいたしました。
続きまして、議案第3号、農地転用の事業計画の変更について、を議題といたします。
事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。11ページをご覧ください。
議案第3号、農地転用の事業計画の変更について。
農地法施行細則第6条の規定により、下記事業計画変更承認の申請があったので審議を求める。
令和8年1月16日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。
令和6年7月の総会でお諮りした案件で、令和6年7月29日付けで許可をしております。
土地の所在は、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は1,193㎡。
申請人は、●●市●●▲▲番地、●●株式会社、代表取締役●●さん。
変更の区分は、施設等の概要及び工事の期間の変更となります。
当初計画では、建売住宅5棟を建築する計画でしたが、購入者の希望により、建築棟数を4棟にし、また、建築資材の高騰等により着工が遅延したため、工事の期間を令和8年7月28日までに変更する旨の承認申請となります。
申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び8ページをご覧ください。
また、9ページには公図を、10ページには変更前の土地利用計画図、11ページから14ページには変更後の土地利用計画図等を添付しております。
以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長 議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等がありましたらお願いをいたします。

また、議案全体についてご質問、ご意見がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

(補足説明、質問、意見なし)

議 長 ご質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。本件を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。
よって、本件は、承認することに決定をいたしました。
議事については以上となります。
引き続きまして、報告事項に入ります。
報告事項1について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、説明に入ります。12ページをご覧ください。
報告事項1、土地現況証明報告でございます。
番号1。
土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、登記地目は田、面積は2,086㎡。
申請者は、●●▲▲番地▲、●●さんです。
令和8年1月6日に、会長、宮本推進委員及び事務局とで現地を確認いたしました。
現地は宅地となっており、農地としての再生利用が困難な状況であったことから、同日付けで非農地として証明しております。
ほか3件の、現況証明をしております。
報告事項1については、以上でございます。

議 長 ただ今、事務局より報告事項1についての説明がございましたが、よろしいでしょうか。

16番 はい。

議 長 はい、どうぞ。

16番 16番、木村です。
この番号1は、ちょっと面積的に広いんですけど、現状は何か住宅とかが建っているんですかね。

議長 事務局からお願いいたします。

事務局長
補佐 はい、お答えいたします。
この現場はですね、豚舎が建っておりまして、2棟ほど豚舎があったんですけども、1棟はもう解体されて基礎だけになっており、もう1棟の豚舎は、今は倉庫のような状態で置かれております。

16番 はい、分かりました。

議長 他にどなたか、ご質問、ご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議長 続きまして、報告事項2の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、説明をいたします。13ページをご覧ください。
報告事項2、農地法第18条第6項の規定による通知を受理したものです。
まず、通常の利用権に係る合意解約でございます。
番号1。
通知者ですが、貸付人は、●●市●●▲丁目▲の▲、●●さん。
借受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。
土地の所在は、大字●●字●●▲▲番▲、地目は田、面積は396㎡、ほか5筆。
令和7年12月3日に合意解約をしております。
ほか3件の、合意解約となります。
続きまして、14ページをご覧ください。
農地中間管理事業、二段階方式及び一括方式に係る合意解約でございます。
番号1ですが、貸付人と転借人の記載が逆となっておりますので、訂正をお願いいたします。申し訳ございません。
改めまして、貸付人は、●●▲▲番地▲、●●さん。
借受人は、●●市●●▲丁目▲番▲号、公益財団法人●●。
転借人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

土地の所在は、大字●●字●●▲▲番▲、地目は田、面積は1,088㎡。
令和7年11月13日に合意解約をしております。

ほか4件の合意解約となります。

続きまして、15ページをご覧ください。

農地中間管理事業に係る合意解約による耕作者の変更でございます。

番号1。

旧転借人は、●●▲▲番地、●●さん。

新転借人は、●●▲▲番地、●●さん。

土地の所在は、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は田、面積は772㎡。

契約期間は、令和8年2月25日から令和12年11月30日までとなっております。

ほか2件の、合意解約による耕作者変更でございます。

報告事項2については、以上となります。

議 長

ただ今、事務局より報告事項2について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

続きまして、報告事項3の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、説明をいたします。16ページをご覧ください。

報告事項3、農業用施設設置届受理報告について、でございます。

番号1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、地目は登記簿、現況ともに田、登記面積は1,008㎡。

うち、行為をする面積は135.42㎡。

届出人は、●●▲▲番地、●●さん。

届出の内容は、農業用倉庫となっております。

令和8年1月6日に受理しております。

報告事項3については、以上でございます。

議 長

ただ今、事務局より報告事項3について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長 続きまして、報告事項 4 の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、説明をいたします。17 ページをご覧ください。
報告事項 4、土地造成届出受理報告について、でございます。
番号 1。
土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、登記地目は田、登記面積は 621 m²、ほか 2 筆。
合計面積は、4,133 m²。
届出人は、●●▲▲番地、株式会社●●。
届出の内容は、畦畔を切土することで 2 枚の田を 1 枚にし、作業効率の向上を図る内容となっております。
令和 8 年 1 月 6 日に受理しております。
ほか 1 件の土地造成届出を受理しております。
報告事項 4 については、以上でございます。

議 長 ただ今、事務局より報告事項 4 についての説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長 報告事項は、以上となります。
続きまして、事務連絡等がありましたらお願いをいたします。

事務局長 補佐 それでは、事務連絡をいたします。
まず、次回の農業委員会定例総会は、令和 8 年 2 月 16 日、月曜日、9 時 30 分から、長門市役所 4 階会議室で開催いたします。
なお、現地調査につきましては、2 月 5 日、木曜日を予定しております。
該当する委員の皆様には、後日事務局から集合時間等を連絡いたしますので、ご立会のほど、よろしくをお願いいたします。
続きまして、農地利用最適化推進地区別会議についてです。
長門・三隅地区につきましては、1 月 27 日、火曜日、午前に長門地区、午後に三隅地区において開催いたします。
日置・油谷地区につきましては、1 月 22 日、木曜日、午前に日置地区、午後に油谷地区において開催いたします。ご参集のほど、よろしくをお願いいたします。
最後に、令和 8 年度以降の新委員募集状況についてのお知らせとお願いでございます。
先月、募集要項及び応募用紙をお配りしたところですが、募集を始めて

約1か月半、今のところ応募、推薦は定員に達しておりません。

委員の皆様方におかれましては、ぜひご留任、もしくは後任のご推薦をお願いいたします。

事務連絡は、以上となります。

議 長

それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。

お疲れ様でございました。

終了時間 午前10時04分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに記名する。

令和8年1月16日

長門市農業委員会会長 大 野 耕 作

議事録署名委員 中 野 晴 人

議事録署名委員 山 近 洋 祐